地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策（第十九条―第四十一条）」を「第四章　政府実行計画、地方公共団体実行計画等（第十九条―第二十二条の十四）
第五章　事業活動に伴う排出削減等（第二十三条―第三十六条）
第六章　株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等
第一節　総則（第三十六条の二―第三十六条の七）
第二節　設立（第三十六条の八―第三十六条の十三）
第三節　管理（第三十六条の十四―第三十六条の二十二）
第四節　業務（第三十六条の二十三―第三十六条の二十七）
第五節　国の援助等（第三十六条の二十八・第三十六条の二十九）
第六節　財務及び会計（第三十六条の三十―第三十六条の三十三）
第七節　監督（第三十六条の三十四―第三十六条の三十七）
第八節　解散等（第三十六条の三十八・第三十六条の三十九）
第七章　地球温暖化対策の普及啓発等（第三十七条―第四十一条）」

に、「第五章」を「第八章」に、「第六章」を「第十一章」に、「第七章」を「第十章」に、「第八章」を「第十一章」に、「第六十九条」を「第七十六条」に改める。

第二条の二中「いう」の下に「。第三十六条の二において同じ」を加える。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　政府実行計画、地方公共団体実行計画等

第十九条に次の一項を加える。

3　国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

第六十九条を第七十五条とする。

第六十八条中「第六十六条」を「第七十一条」に改め、同条を第七十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一　第三十六条の五第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二　第三十六条の五第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第三十六条の二十一第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四　第三十六条の二十三第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五　第三十六条の二十五第二項又は第三十六条の二十七第一項の規定に違反して、環境大臣に通知をしなかったとき。

六　第三十六条の三十第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七　第三十六条の三十二の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八　第三十六条の三十四第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十七条を第七十二条とし、第六十六条を第七十一条とし、第八章中同条の前に次の五条を加える。

第六十六条　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。第七十条及び第七十四条において同じ。）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十八条　第六十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2　前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第六十九条　第三十六条の十五の規定に違反して、その職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条　第三十六条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第八章を第十一章とし、第五章から第七章までを三章ずつ繰り下げる。

第二十三条の前に次の章名を付する。

第五章　事業活動に伴う排出削減等

第三十六条の次に次の一章及び章名を加える。

第六章　株式会社脱炭素化支援機構による対象事業活動の支援等

第一節　総則

（機構の目的）

第三十六条の二　株式会社脱炭素化支援機構は、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。）及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」という。）に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社とする。

（数）

第三十六条の三　株式会社脱炭素化支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

（株式の政府保有）

第三十六条の四　政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

（株式、社債及び借入金の認可等）

第三十六条の五　機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第七十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十六条の三十六及び同号において「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、環境大臣の認可を受けなければならない。